

令和4年9月22日

令和4年9月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年9月22日（木）午後1時30分から午後2時35分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （12人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕
2番 久米 基敬
4番 笠井 義晴
5番 吉浦 武夫
6番 山口 弘司
8番 藤井 利夫
9番 中村 恒夫
10番 吉村 忠
12番 大西 佐知子
13番 加藤 賢司
14番 井内 茂種

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第42号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 報告第45号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第46号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について
- 報告第47号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第48号 空き家に付属した農地指定について

局長 それでは、ただいまより令和4年9月石井町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日、3番黒住委員、11番桑内委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、14名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は1番田幡委員、2番久米委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第42号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第42号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、石井町長より、令和4年9月5日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が35件、更新が17件、農地中間管理権の新規が2件、更新が0件で、合計54件、105筆、115,316.84㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

今回の計画案は、農業経営の状況等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

議 長 それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第42号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第42号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については8件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号121から128については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
なお、受付番号122から126は、借人及び譲受人となる者が同一で、受付番号127及び128は、譲受人となる者が同一である一連の案件であります。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号121について、石井字城ノ内の担当であります2番久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2 番 議案第43号 受付番号121について説明いたします。

9月13日に譲受人と受任者、田幡委員と私の4名で、現地にて現況及び状況を聞き取りいたしました。

城ノ内〇〇〇番〇と〇〇〇番〇の申請地は、除草された状態であり、譲渡人は、相続で申請地を取得したものの、現在は県外に住居を構え、今後は徳島県に帰る予定がないことから農地を処分することになり、近所の譲受人との間で売買が成立しました。

また、譲受人は兼業農家で、農地まで距離が近いことから購入にいたしました。

譲受人は、農業に必要な農機具、トラクター、軽トラック、田植機、コンバイン、乾燥機を保有し、所有面積は今回の取得の内を合わせると〇〇〇〇㎡になるため、石井町の下限面積の要件を満たします。

以上のことにより許可相当と考えられますので、ご審議のほど、よろしくお願

します。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございますか。
(質問、意見無し)
それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号121について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号121は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号122から126については、借人及び譲受人となる者が同一である一連の案件であります。
藍畑字西覚円及び東覚円の担当であります10番吉村委員に一括して説明願います。

10番 議案第43号、受付番号122から126については、一連の案件であるため、一括して説明いたします。
9月18日に中村委員と案内委員、私の3名で、譲受人及び借人である〇〇〇〇氏と農地法第3条第1項に規定する所有権移転、賃貸借権の設定、使用貸借権の設定について、現地確認及び聞き取り調査を行いました。
受付番号122は、藍畑字東覚円〇〇〇番〇、614㎡、登記及び現況が畑、使用貸借で貸人は〇〇〇〇氏です。
受付番号123は、東覚円〇〇〇番〇、836㎡、西覚円〇〇〇番〇、775㎡、西覚円〇〇〇番〇、313㎡、登記及び現況が畑、使用貸借で貸人は〇〇〇〇氏です。
受付番号124は、東覚円〇〇〇番〇、1,144㎡ 登記及び現況が畑、賃貸借、貸人は〇〇〇〇氏です。
受付番号125は、西覚円〇〇〇番〇、241㎡、西覚円〇〇〇番〇、115㎡ 登記及び現況が畑、贈与で譲渡人は〇〇〇〇氏です。
受付番号126は、西覚円〇〇〇番〇、55㎡、西覚円〇〇〇番〇、241㎡ 登記及び現況が畑、贈与で譲渡人は〇〇〇〇氏です。
受付番号122から126で申請する農地の合計は4,334㎡で、賃貸借及び使用貸借は、利用権でなく農地法第3条の許可申請により行います。
譲受人及び借人である〇〇〇〇氏は、現在耕作する農地と合わせると、耕作面積が〇〇〇〇㎡となり、石井町の下限面積の要件を満たします。

〇〇〇〇氏の農業経験年数は〇〇年で、妻とともに耕作を行っております。
申請地では、ハウレンソウを栽培する予定です。

農機具はトラクター〇台、トラック〇台を所有しております。

1年間の農業従事日数は200日です。

申請地は、境界が確定しており、問題はないとのことです。

本件は許可相当と考えておりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号122から126について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号122から126は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号127及び128についても、譲受人となる者が同一である一連の案件であります。

高原字関の担当であります6番山口委員に一括して説明願います。

6番 議案第43号、受付番号127及び128について、譲受人が同一の案件であるため、まとめて説明いたします。

9月11日に矢部会長と藤井委員と私の3人で、申請地に出向き、農地法第3条所有権移転の件で譲受人に会い現地確認及び聞き取りを行いました。

申請地の所在は、高原字関で、受付番号127が4筆、受付番号128が2筆で、計5,704㎡です。

受付番号127、128の譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。譲渡人は、ともに県外在住であるため、農業を営んでいる譲受人に農地を無償で譲りたいとのことです。

譲受人はキャベツ、水稻等を栽培しており、農業に必要な農機具が揃っています。

所有する農地は、石井町の下限面積の要件を満たしております。

農業に年間300日従事し、農業従事要件を満たしております。

権利を取得する農地については、境界が明確で、自宅周辺の自作地と隣接するため、問題はないものと思われま

皆様のご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)
それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号127及び128について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手
をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号127及び128は原案のとおり決定いた
しました。

議 長 次に議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明
をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条規定による許可申請に対する意見につい
ては4件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号129から132については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、受付番号129について、浦庄字大万
の担当であります4番笠井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

4 番 議案第44号、受付番号129について説明いたします。
9月13日に、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、黒住委
員、吉浦委員、私と譲受人、行政書士等立ち会いのもと、現地調査及び聞き取り調
査を行いました。
申請地は、大万〇〇番〇、登記簿が田、現況が田で、454㎡です。
高齢のため耕作面積を減らそうとしていた譲渡人と近所で事業を営み資材置場を
探していた譲受人との間で話がまとまったそうです。
申請地は土砂及び碎石で盛土し、給排水はなく、雨水は地下浸透です。
麻名用土地改良区の意見書も添付されております。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項につい
て、事務局長から補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号129の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま笠井委員が説明されたとおりです。

転用目的は資材置場で、譲受人は現在、〇〇市の資材置場で鉄筋を加工していますが、手狭で遠方にあるため事務所の近くに資材置場を必要としており、耕作面積を減らしたいと考える譲渡人から所有権を移転して農地を転用するものであります。

申請地は、表土を20cm取り除き。土砂15cmと碎石20cmで盛土をします。周囲は、東側が県道、西側と北側が町道で、南側は宅地です。なお、南側一部に隣接する、大万〇〇〇番〇は譲渡人の宅地ですが、塀等は無く、土羽を持って土留めをします。雨水は地下浸透になります。

申請地の東側は県道であり、資材の搬入に問題はないと思われま

す。周辺の土地に影響はないように十分に注意し、被害が生じた場合は、申請者の責任において解決することが、申請書に明記されております。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号129について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号129は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号130について、高川原字天神の担当であります14番井内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第44号、受付番号130について説明いたします。

9月15日に、加藤職務代理、大西委員と私の3名で双方の委任を受けた行政書士と、申請地で現地確認と聞き取りを行いました。

申請地は、天神〇〇〇番〇、246㎡、登記簿が田、現況が畑です。

本件は、祖母が所有する実家の南側農地の一部を譲り受けて、分家住宅を建築したく申請したとのことです。

併せて利用する土地、〇〇〇番〇、墓地跡地、〇〇〇番〇、宅地の一部141.23㎡は使用貸借を承諾済みで、分家住宅の建設に同意されております。所有権移転を行う予定であり、問題はないと思われま。

工事においては、周囲にコンクリート擁壁を新設し、西側の町道の高さまで盛土し、造成します。

麻名用土地改良区からは意見書と排水に関する放流同意書が添付されております。

近隣農地に影響はないものと思われま。

皆様のご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長から補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号130の申請地は、令和4年7月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま井内委員が説明されたとおりです。

転用目的は、分家住宅で、現在の住居が手狭になったため、贈与を受けて住宅用地に転用するものであります。

住宅敷地として天神〇〇〇番〇と、〇〇〇番〇の一部を併せて利用します。開発区域の面積の計は実測387.33㎡です。

天神〇〇〇番〇の地目は墓地であります。現在、墓はなく宅地に地目を変更するとのこと。天神〇〇〇番〇は宅地で、2筆とも分家住宅の敷地部分を使用貸借しますが、将来的には譲受人に贈与を計画しているとのこと。

申請地は、農地との境界に擁壁を設置して造成します。

排水は、浄化槽を通して町道側溝に流します。

近隣の耕作地には、被害がないように十分に配慮するとのこと。であります。

住宅への進入路は、西側町道です。

給水は、西側町道の給水管から引き込みます。

資金証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認してあります。

麻名用土地改良区の意見書及び放流同意書も添付されてあります。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考え

えております。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号130について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号130は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号131について、浦庄字下浦の担当であります5番吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

5番 議案第44号、受付番号131について説明いたします。

9月13日に、浦庄地区委員である黒住委員、笠井委員と私の3名と矢部会長、加藤職務代理、片岡主幹で申請地に出向き、代理人である行政書士の立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、浦庄字下浦〇〇〇番〇で、登記簿が田、現況が田で1,114㎡です。

譲渡人は体調がすぐれず、また、県外で過ごすことが多いため手入れがまわらず、現在は休耕地となっております。

そこで、土地の有効活用のため譲渡人に相談を行い、申請地に太陽光発電設備を設置するため売買することになったとのことです。

転用計画といたしましては、盛土はせずに転用許可後に転圧し、防草シートを敷きます。周囲は東側に道路が通っており、残る三方は擁壁が設置されているため、周辺農地への影響はないものと思われまます。

また、取水及び排水は発生せず、雨水は地下浸透で処理するため隣接地に雨水が流入することはないと思われまます。

草刈りにつきましては、年3回以上予定しているそうです。

周辺地に影響が出た場合には、譲受人が責任をもって対処するとのことです。

麻名用土地改良区に意見書も添付されており、転用については問題がないものと思われまますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長から補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号131の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま吉浦委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、譲渡人が体調不良かつ県外で過ごすことが多く耕作が困難であるため、土地の有効利用として農地を転用するものであります。

申請地は不陸整正後に転圧の上、防草シートを施工します。

申請地は、境界の内側にフェンスを設置する計画です。

雨水は地下浸透になります。

併せて利用する土地、下浦〇〇〇番〇、用悪水路は、現況が申請地と一体農地となっておりますので、太陽光発電設備用地として利用することとなっても農地の取水等に影響はないと思われまます。

除草については、適宜、年3回以上行うとのことです。

周辺農地等に影響が出た場合は、譲受人が責任をもって対処することが申請書に明記されております。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

売電に関しては、非FITで、四国電力株式会社と電力受給契約が締結されております。

看板の設置義務はありませんが、連絡先を表示するよう依頼しております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(8番藤井委員発言)

8番 これは、報告第46号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、受付番号116と同じ案件でないのですか。

事務局 受付番号116の取り下げは、8月総会の議案第37号、受付番号110の取り

下げです。受付番号131の許可申請とは別です。

議案書作成後に取り下げがあったため、8月総会において、口頭で報告し、9月総会の議案書の報告に載せることを説明いたしました。

それでは、報告第46号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について受付番号116を先に説明させていただきます。（説明）

この取り下げは、8月23日付けでされました。

8 番 受付番号131を決議して、取り下げとなるということではないのですか。

事務局 受付番号131は新たな申請です。

8 番 議案書では、上程した案件を取り下げするようにも見えます。

事務局 順番を入れ替えて報告第46号を先に説明した方が良かったかもしれませんが、今後は説明順序について検討します。

議 長 取り下げの日付がなかったので混乱したのではないのでしょうか。報告の様式を改善しては、いかがでしょうか。

事務局 承知しました。

議 長 ほかに、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(9番中村委員発言)

9 番 8月25日の総会前に取り下げがあったなら、その時点で議案書の報告事項にあげるべきでなかったのでしょうか。

事務局 毎月5日で、総会案件を締め切っており、その後に申請があった案件については、次回の総会でまとめて行うことにしております。

議 長 ほかに、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(8番藤井委員発言)

8 番 受付番号110と131の違いは、1筆分の面積が減となったということでしょうか。

事務局 下浦〇〇〇番〇が申請地から突き出る形となっていたため、これを除いて太陽光発電設備がおさまるように計画を変更したものです。

議 長 ほかにご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号131について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号131は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号132について、浦庄字国実の担当であります黒住委員が欠席しておりますので、5番吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

5 番 3番黒住委員に代わり代読させていただきます。

議案第44号、受付番号132について説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、9月13日に、矢部会長、加藤職務代理、片岡主幹、吉浦委員と私で申請者代理人に会い、聞き取り及び現地調査を行いました。

申請地は、譲受人〇〇〇〇、譲渡人〇〇〇〇、国実〇〇〇番〇、登記簿、現況ともに畑、1,618㎡、2種農地で有償移転です。

譲渡人には農業後継者がおらず、耕作が困難とのことです。

休耕地となるよりも土地の有効活用のため太陽光発電設備用地として活用することにしたとのことです。申請地周辺には高層の建物がなく、太陽光発電に適しているとのことです。

転用計画の概要は、造成後に防草シートを全面に張って草が生えないようにします。計画地内に墓地がありますが、これをさけてシートを張ります。

また、波板を打ち、雨水が隣接地に流れないようにするとのことです。

付近の土地、作物等への被害の可能性は特に無いとのことです。万一被害が発生した場合は、申請者の責任で解決することになっております。

太陽光発電設備のため、給排水はなく、雨水については、自然の地下浸透で対応するとのことです。

麻名用水土地改良区の意見書も取得しております。

以上のことから受付番号132は、許可相当と思われます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について

て、事務局長から補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号132の申請地は、令和2年3月に農用区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま吉浦委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、譲渡人に後継者がいないこと、付近に高い建築物がなく太陽光発電に適していることから転用するものであります。

申請地は、現況の地盤に再生砕石により15cm盛土を行い、防草シートを敷きます。隣接地や敷地内に点在する墓地に影響が無いようにフェンスを設置し、その内側で造成します。防草シートは、申請地全体に敷きますが、墓地の部分は空けて施工します。

申請地以外に施工しないよう工事前に測量を行い、境界を確認するとのことです。

また、国実〇〇〇番〇の地形は、〇〇氏が所有する国実〇〇〇番〇、宅地と国実〇〇〇番〇、田を囲っておりますが、東側町道と〇〇氏の土地の間は、駐車スペースとして利用するため、進入に対する問題はないとのことです。

雨水は地下浸透になります。自然排水ができる水路が無いので、大雨の時に北側農地に雨水が流れないように波板を設置するとのことです。

太陽光発電設備の建設により、周辺に被害はないと見込まれますが、被害が生じた場合は申請者が問題を解決することが明記されております。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

売電に関しては、再生可能エネルギー発電事業計画の認定、電力受給契約に関する文書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号132について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号132は許可相当という意見を県知事へ送付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第45号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、1件受理しました。

報告第46号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願については、1件で、さきほど説明したとおりです。

報告第47号 農地法第18条第6項の規定による通知については、1件受理しました。

報告第48号 空き家に付属した農地指定については、1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって、令和4年9月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。